

## 赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」への参加に関する覚書

（以下「甲」という。）は社会福祉法人愛媛県共同募金会（以下「乙」という。）が実施する赤い羽根共同募金“募金百貨店プロジェクト”に登録し、甲と乙は、愛媛県内において、乙が促進する赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」（以下、「本件事業」という）に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （ロゴマーク等の使用許諾）

第1条 乙は甲に対し、甲が本件事業を実施するにあたり、事前に乙に提出した別紙登録申請書（平成 年 月 日付）記載の商品（以下、「本件商品」という。）に、社会福祉法人中央共同募金会が別途指定したロゴマーク・文書等及び乙のロゴマーク等（以下、合わせて「本件ロゴマーク等」という。）を使用することを許諾する。

### （寄付金）

第2条 甲は、事前に乙に提出した別紙登録申請書（平成 年 月 日付）記載内容に基づき、乙に寄付する。

### （寄付金の配分）

第3条 乙は、前条による寄付金を収納し、乙の配分計画に基づき配分する。

2 配分について、甲は乙に対して乙の配分計画の範囲内で要望できるものとする。

### （報告）

第4条 甲は乙に対し、第2条に規定する寄付の件数及び金額を明らかにするため、別紙結果報告書のとおり的一面を以て報告しなければならない。

2 前項の報告については、別表1のとおりこれを行わなければならない。

3 乙は、共同募金配分完了後に甲に対して速やかに配分結果を報告しなければならない。

（別表1）

毎月振込の場合	毎月末に締め切ったものを翌月末までに報告
年1回振込の場合	毎年9月末に締め切ったものを翌月末までに報告
その他の振込の場合	別紙登録申請書寄付金振込希望月末までに報告

### （寄付金の送金）

第5条 甲は、第2条に規定する寄付金を、別表2のとおり、乙の指定する次の口座に送金する。

（金融機関） 銀行 支店  
（口座番号） 普通  
（口座名義） 社会福祉法人 愛媛県共同募金会

（別表2）

毎月振込の場合	毎月、月初から月末までの第2条に規定する寄付金を翌月末までに送金
年1回振込の場合	毎年、前年10月から当年9月末までの第2条に規定する寄付金を当年12月末までに送金
その他の振込の場合	別紙登録申請書寄付金振込希望月末までに送金

### （本覚書の有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、覚書の締結日から平成 年 月 日までとする。ただし、この期間満了までの1ヵ月前までに甲、乙のいずれかから何らの異議も無い場合は、この覚書の効力はその後1年を限りとして更新されるものとし、以後も同様とする。

### （契約の解除）

第7条 本件事業及び赤い羽根共同募金のイメージを損なう問題等が発生したとき、または当事者の一方が、本覚書規定の義務に反したときは、前項の期間に拘わらず、甲又は乙はこの覚書を停止或いは解除することができる。

### （反社会的勢力との関係遮断）

第8条 甲・乙は、自らが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号の定める暴力団を始めとする反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議が取り纏めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定める反社会的勢力）との関係を一切遮断することを保証する。

2 甲・乙は、相手方が次の各号に該当する場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく本覚書を直ちに解除することができる。

(1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合

(2) 反社会的勢力を利用するなど前項に違反した場合

(3) 自らの属性にかかわらず、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号の定める行為を自らが行い、または第三者を利用して行わせた場合

(4) 相手方に対し、詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが行い、または、第三者を利用して行わせた場合

(5) 相手方に対し、業務妨害を自ら行い、または、第三者を利用して行わせた場合

### （秘密保持）

第9条 甲・乙は本覚書の履行を通じて知りえる個人情報を含む全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持は本覚書終了後も継続する。

### （目的外使用の禁止）

第10条 第1条記載の本件ロゴマーク等は、中央共同募金会の商標または登録商標であり、甲は、乙の事前の書面による承諾のない限り、本件商品以外に本件ロゴマーク等を使用してはならない。

### （権利譲渡の禁止）

第11条 甲・乙は、本覚書による権利又は地位の全部または一部を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

### （協議）

第12条 本覚書に記載のない事項が生じた場合、または、記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意を以て協議し、解決を図るものとする。

甲乙間に以上のとおり覚書が締結された証として、本書面2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙 愛媛県松山市持田町三丁目8番15号  
社会福祉法人 愛媛県共同募金会  
会 長 中 山 紘 治 郎